

生協制度見直し検討会	
第5回（H18.10.18）	資料1

## 第4回検討会で出された御意見の概要

### I 員外利用規制と県域規制の見直しに係る考え方

#### 1 見直しの際の考え方

- 購買事業の効率化だけを考えると、生協とスーパーの違いがなくなってしまうのではないか。見直しにあたっては、生協の経営の現状の分析を行うことや、生協の社会的な存在価値をどう考えるかについて考慮することが必要。
- 経済政策的な規制は、合理的な範囲で緩和していくのは自然であるが、「一定の地域による人と人との結合」という生協の本質との関係もあり、これを整理できれば、どこまで規制を緩和できるかということが見えてくるのではないか。
- 生協の税制優遇との関係を規制の見直しに当たっても考慮したほうがいいのではないか。
- 生協は、過疎地域など特定の種類の地域には公共性があると考えられるが、どこまで規制を外し、その公共性とどうバランスをとっていくかが問題となる。

#### 2 生協の公共性、公益性

- 生協の公共性・公益性は、コミュニティのコアとなることにあるのではないか。
- 生協の有する資本を社会に還元することにより、生協の公共性・公益性が広がるのではないか。
- 公共性・公益性のある事業を行うためには、ある程度収益の上がる事業を行って、公共性・公益性を発揮できる基盤を整備することも必要であり、少し自由な面も考えていくべき。

## II 員外利用規制

### 1 員外利用規制のあり方

- 農協の場合、各農協の区域に居住する者などについても、議決権・選挙権はない准組合員となることができ、さらに一定の割合で員外利用が可能な仕組みになっている。社会通念上妥当な範囲であれば一定の許容範囲を設けないと法令としては問題があるのではないか。
- 員外利用の許可制度を維持することについては、農協においても地域住民が加入しており、必ずしも特定の業種の者のみを対象としていないことや、現実の生活に合致していない点があることから、再考の余地があるのではないか。
- 員外利用の許可については、個別の事例について都道府県ごとに許可されていたりされていなかったりするので、法的に明確にすることが必要ではないか。

### 2 員外利用を可能とすべき場合

- 以下について、員外利用を可能とすべき。
  - ① 公共政策の観点  
責任共済事業、医療・福祉・介護事業、災害時の緊急物資提供、行政の助成  
を受けた子育て支援事業 等
  - ② 生協間相互支援の観点  
生協相互間の取引、他の生協からの要請に基づく他の生協の組合員に対する  
事業提供 等
  - ③ 地域への貢献の観点  
山間僻地・離島等における物資の供給、保育園・老人ホーム等への食材の提  
供、文化教養施設・体育施設の一般公開 等
  - ④ 職域への貢献の観点  
母体企業の福利厚生施策への参加、母体企業非組合員従業者への物資の供給、  
大学・学校会計による生協利用、学会等大学関係者の生協利用 等
  - ⑤ 実践上の観点  
お試し利用、一時的来店者の利用

- 法人を組合員にすると生協の性格を変えることとなるので、法人利用については、員外利用で対応する方が適当である。

### **III 県域規制**

#### **生協が設立できる地域の範囲**

- 現在でも、連合会を利用して事業を実施していることと、県域規制の関係について、どう考えるか。
- 生活の場としての地域は、現行県域規制の下においても、一都道府県内に複数存在する。経済合理性のある事業単位という観点から、生活の場としての地域とは異なり、広いエリアが必要。
- 生協が人と人との結合であるということは、生協の運営や組合員意思の反映という点にあり、事業の方からみると、購買事業、利用事業（福祉事業等）、共済事業のそれぞれの合理的なエリアは異なるのではないか。
- 地域生協の「地域」とは何かということを検討することが必要ではないか。
- 公共性・公益性を発揮するために維持すべき実態は、家族を中心とする地縁的結合ということではないか。

### **IV その他**

- 職域生協と地域生協の混合組合を認めるべき。
- 大学生協の学生は、大学という職域の近くに居住する者として組合員になっているが、本来の組合員として位置づけるべき。